

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、バンコク日本人学校「育友会」と称する。

(事務所)

第2条 本会は事務所を泰日協会学校内に置く。

(目的)

第3条 本会は保護者と教職員が協力して、家庭と学校と社会における児童・生徒の幸福な成長を図ることを目的とする。

(方針)

第4条 本会は教育を本旨とする民主的な非営利団体として次の方針に従って活動する。

1. 保護者と教職員の一般社会の協力を促進して児童・生徒の心身の健全な発達を図る。
2. 学校の教育環境の整備に協力する。
3. 児童・生徒の教育ならびに福祉のために活動する団体および機関と協力する。
4. 海外校の立場を理解し、地域社会との融和を図り、国際親善に努める。

(活動)

第5条 本会は、その目的を達成するため、次の活動をする。

1. 児童・生徒の学校生活をよりよいものとするための支援となる活動。
2. 地域社会との融和を図る活動および親睦を深める活動。
3. どのような場合においても、政治的、営利的な活動を行わない。
4. 教育的諸問題について討議し学校へ意見を提出するが、人事など、学校の管理事項に直接干渉しない。

第2章 会 員

(会員資格)

第6条 本会の会員は次の通りとする。

1. 本校在学児童・生徒の保護者又はこれに代わる者（以下「保護者会員」という。）
2. 本校日本人教職員（以下「教職員」という。）

(会員の権利義務)

第7条 会員はすべて平等の権利と義務を有する。

(入会)

第8条 本会の入会については以下の通りとする。

1. 入学日、編入日、赴任目に入会と見做す。
2. 保護者会員は児童・生徒が退学した場合に会員資格を喪失する。
3. 教職員は離任した場合に会員資格を喪失する。

(会費)

第9条 本会の会費は以下の通りとする。

1. 保護者会員は、学期毎に徴収する。
2. 教職員は、定期総会後に1年分を徴収する。
(途中赴任の場合は、赴任した学期以降の会費を徴収する。)
3. 退会による払い戻しはしない。
4. 会費は総会において決定する。

第3章 会 計

(経費)

第10条 本会の活動に要する経費は、会費その他の収入より、支弁する。

(会計監査)

第11条

1. 会計は年度末において歳入・歳出の決算書を作成し会計監査の監査をうける。
2. 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告されなければならない。

(会計年度)

第12条

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第4章 役 員

(役員の構成)

第13条 本会は次の役職を役員・委員と定義する。

- ① 本部役員
 - ② バス部役員
 - ③ 広報部役員
 - ④ 卒業対策委員
2. 保護者会員は1子につき、1年以上、役員・委員（以下「役員」とする）を務める権利と義務を有する。
3. 役員は、原則として本会の他の役員を兼ねることはできない。

(役員の任期)

第14条

1. 役員の任期は、1年とする。但し、再任を妨げない。
2. 役員に欠員が生じた場合、補欠の選出等は本部が管理する。
3. 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(本部役員)

第15条 本会の運営に必要な活動を行うため、次の本部役員を置く。

1. 会長 1名（保護者会員）
2. 副会長 4名以内（保護者会員3名以内、教職員1名以内）
3. 書記 5名以内（保護者会員3名以内、教職員2名以内）
4. 会計 2名以内（保護者会員2名以内）
5. 会計監査 1名（保護者会員1名）
6. 特別役員 3名（名誉会長：学校長、名誉顧問：事務局長、顧問：事務長）

(本部役員の任務)

第16条 本部役員の任務は次の通りとする。

1. 会長は、本会の代表として、会務全般の統轄、指揮、および対外的交渉を行う。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
3. 書記は、総会、定例会及び役員会の開催を通知し、本会の活動に関する事項の記録の作成および保管管理を行う。
4. 会計は、当該年度の予算案の編成及び提議を行うとともに、本会のすべての収支を正確に記録保管し、必要に応じて収支を報告するほか、定期総会に監査を経た前年度の決算を報告する。
5. 会計監査は、本会の会計を監査し、定期総会において監査結果を報告する。また、中立的立場から監査すべく本会通常活動には関与しない。
6. 特別役員は、本会の諮問に応じ各種会合に出席し、意見を述べることができる。

第5章 各 部 及び 委 員

(部の構成)

第17条 本会に、次の部と委員を置く。

- ① バス部
- ② 広報部
- ③ 卒業対策委員

各部委員は、若干名の部員委員により構成する。

(各部委員の任務)

第18条 各部委員の任務は以下の通りとする。

1. バス部は、スクールバス運行に関する活動、バスの安全対策等の企画運営に関する事項を行う。
2. 広報部は、広報誌発行に関する事項を行う。
3. 卒業対策委員は、卒業アルバム等の卒業の準備に関する事項を行う。

(各部委員の役職者)

第19条 各部委員の役職者は以下の通りとする。

1. 各部委員に3役もしくは4役を置く。
2. 部長、および委員長は各部委員を代表し、部会、委員会を招集する。
3. 副部長、副委員長は部長および委員長を補佐し、長に事故があるときはその職務を代行する。
4. 部会、委員会の開催の通知、議事の記録保管、事務の処理は、各部委員会内で行う。

(各部委員会の運営)

第20条 各部会、委員会の運営は以下の通りとする。

1. 各部委員会の運営は、部委員会により行う。
2. 各部委員会は、必要に応じ隨時開くことができる。
3. 卒業対策委員によって作成される卒業アルバム代金相当に関しては卒業学年の児童・生徒保護者の負担とする。

第6章 総会

(総会の構成)

第21条 総会は、全会員をもって構成する。

(定期総会及び臨時総会)

第22条

1. 総会は、定期総会及び臨時総会とする。
2. 定期総会は年1回、5月末までに開催する。
3. 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は、会員の10分の1以上の要求があった時に開催する。

(総会の議事)

第23条

1. 総会は、本会の最高議決機関とし、次の事項を行う。

- ① 収支決算及び予算の承認
- ② 活動報告及び活動計画の承認

- ③ 役員の承認
- ④ その他重要事項の審議決定（会則の改廃等）
- 2. 次年度役員選出の後に当該年度末の臨時総会が開催されない場合には、定例会において次年度役員の承認を行う。
- 3. 前項の定例会において採られた措置は、臨時のものであって、次年度定期総会にて同意がない場合には、その効力を失う。

（総会の決議）

第24条 総会の決議は、定期総会・臨時総会共に、次のいずれかの方法に基づく。

（効力は どちらも同じ。）

- 1. 招集による決議
- 2. 書面（電磁的記録を含む）による決議

（総会の成立）

第25条 総会の成立は以下の通りとする。

- 1. 総会は、会員の3分の1以上の出席をもって成立する。
- 2. 総会の議決は、出席者の過半数による。但し、委任状を認める。
- 3. 書面総会での決議は、原則として、会員の書面による議決権行使により議決するものとする。この場合において、会員の3分の1以上議決権行使書の提出があった場合に総会は有効なものとし、議事はその過半数で決する。
- 4. 書面議決権行使書による総会を行う場合には、会員は、会長に対し総会議案に対する質問をすることができる。この場合において会長は速やかにその回答をしなければならない。

第7章 定例会 及び 役員会

（定例会の構成）

第26条 定例会は、本部役員、各部の部長で構成する。

（定例会の役割）

第27条

- 1. 定例会は、総会に次ぐ機関であり、本会の運営にあたる。

2. 定例会は、次の事項を行う。

- ① 各部から提示された事項の審議又は承認
- ② 総会に提出する議案の作成
- ③ その他必要と認めた事項

3. 定例会は、必要と認めたときは、特別委員会を設置することができる。

(定例会の開催)

第28条 定例会は、原則として年6回程度開き、必要に応じ随時開く。

(定例会の成立及び議決)

第29条 定例会の成立及び決議は以下の通りとする。

- 1. 定例会の議決は、その構成員の過半数による。
- 2. 構成員を招集して開催されることが原則であるが、必要に応じ、書面やSNSなどを活用し、構成員を招集せずに審議や議決を行ってもよい。

(役員会)

第30条 役員会の構成と役割は以下の通りとする。

- 1. 役員会は、本部役員と各部の部長で構成する。但し、教員、特別役員を除く。
- 2. 役員会は、次の事項を行う。
 - ① 会務の調整
 - ② 総会に提出する議案の定例会への提案
 - ③ 定例会に提出する議案の作成
 - ④ その他必要と認めた事項
- 3. 役員会は、原則として年6回程度開き、必要に応じ随時開く。

第8章 雜 則

(会則の改正)

第31条 会則の改正は以下の通りとする。

1. 本会則は、総会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成がなければ改正することができない。
2. この場合において、改正案は総会の 1 週間前までに全会員に知らせておかなければならぬ。

(細則の制定)

第32条 細則の制定は以下の通りとする。

1. 会長は、定例会の承認を得て、この会則の施行に関し必要な細則を定めることができる。
2. 細則を制定あるいは改廃した場合には、その結果を次期育友会総会で報告しなければならない。

(付則)

第 33 条 この会則は、令和 2 年 5 月末日から施行する。

(改 訂 履 歴)

令和元年 5 月 全改正

令和 2 年 5 月 一部改定

令和 3 年 11 月 一部改定

令和 6 年 5 月 一部改定